

常陸太田市新規起業事業費補助金

市内で新規起業しようとする方に対して対象経費の一部を補助します。

補助上限額

1つの補助対象事業あたり年度ごとに

50万円

- ◆対象経費の2分の1以内(1,000円未満切り捨て)
- ◆予算の範囲内における補助とします。



補助期間

最長3年間

- ◆年度ごとの申請手続きが必要です。

対象者

- ・市内に住所を有し、かつ、本市に3年以上居住し、事業を継続しようとする個人で、市内において新規起業しようとする方又は市内で新規起業し3年に満たない方
- ・20歳以上の方
- ・市民税等を滞納していない方
- ・反社会的勢力と関係がない方
- ◆これまで一度でも起業の経験のある方は対象になりません。

手続きの流れ

①交付申請

【申請者】

裏面に掲載の申請書
等を提出します

②交付決定

【市】

交付決定通知書を送付します

③実績報告書の提出

【申請者】

実績報告書(様式第6号)、事業成果書(様式第7号)、補助対象経費の支払いを証する書類の写し、事業所等の改修等の工事完了がわかるもの及び添付書類を添えて提出します

補助対象事業が完了した日から30日を経過した日又は各年度の3月31日までのいずれか早い日まで

⑥交付請求

【市】

指定の口座へお振り込みします

⑤補助金交付

【申請者】

交付請求書(様式第9号)を提出します

④補助金確定

【市】

補助金確定通知書を送付します

対象事業

市産業の振興及び雇用の創出に寄与する事業(農業、林業、漁業、無店舗小売業、金融業、保険業の一部、医療・福祉の一部、サービス業の一部を除きます。)

◆他の公的機関等から補助金等を受けている事業は対象となりません。

対象経費

- ・人件費
- ・官公庁への書類作成費
- ・施設借入費
- ・設備費(備品等はリース・レンタルに限る)
- ・原材料費(試作品製作等に限る)
- ・知的財産等関連経費
- ・謝金
- ・旅費
- ・マーケティング調査費
- ・広報費
- ・委託費

◆補助金の交付決定前に支払われた経費は、対象となりません。

申請に必要な書類

- ・交付申請書(様式第1号)
- ・事業計画書(様式第2号)
- ・事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- ・住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票の写し
- ・税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し(法人で既に登記を済ませてある場合には、登記事項証明書)
- ・市税等に滞納がないことの証明書
- ・営業許可証の写し(許認可を必要とする業種の場合)
- ・その他市長が必要と認める書類

その他

- ◆虚偽その他不正な行為、補助金の目的外使用等があった場合は、補助金の交付決定の取消しや返還となる場合があります。
- ◆市において、補助を受けた方の名称や事業概要等を公表することがあります。また、補助を受けた方に事業成果を発表していただく場合があります。
- ◆必要に応じて関係書類等の提出をお願いする場合があります(関係書類は事業完了後5年間保存をお願いします)。

提出先・お問い合わせ先

常陸太田市商工観光部商工振興・企業誘致課

〒313-8611 常陸太田市金井町3690

TEL : 0294-72-3111(内線621・622) FAX : 0294-72-0288

E-mail : yuchi@city.hitachiota.lg.jp

HP : <https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp/page/page003747.html>

